

◎出席者（五十音順・敬称略）

朝倉 陽子 苅田 香苗 川名 三知代 木下 潮音 工藤 由起子
合田 幸広 郷野 智砂子 小林 江梨子 近藤 麻子 杉本 直樹
曾根 智史 曾根 博仁 瀧本 秀美 辻 真弓 堤 智昭
藤原 慶正 本間 正充 丸山 玄 六鹿 元雄

◎事務局

及川 仁 消費者庁食品衛生・技術審議官
高江 慎一 消費者庁食品衛生基準審査課長
境 啓満 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長
坪井 隆 消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐
三宅 晴子 消費者庁食品衛生基準審査課課長補佐

○坪井課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会」を開催いたします。

本日は、現地及びオンラインでの審議とさせていただきます。何か不具合がございましたら、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員は、電話またはチャット機能などで御連絡いただきますれば、随時対応させていただきます。

続きまして、委員の出席状況、審議の進行方法等について御説明を申し上げます。

委員の御出席につきましてですが、五十君委員から御欠席との御連絡をいただいております。

一部の方は遅れているという御連絡もいただいております。本日、委員20名のうち18名に現在御出席いただいておりますので、過半数に達しておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、当方の事務局等の者におきましては、公務のため適宜退出させていただく場合がございますので、その旨御了承いただければ幸いです。

一般傍聴につきましてですが、ライブ配信による動画中継での傍聴としております。一般傍聴の方につきましては、消費者庁ホームページに審議会の資料を公開しておりますので、適宜御確認いただければと思います。

続きまして、審議の進行方法について御説明を申し上げます。

審議中に御意見、御質問いただく委員におかれましては、現地にて御参加の委員は挙手にて、オンラインにて御参加の委員は挙手ボタンを押していただく

か、または挙手をいただきますようお願いいたします。

審議会長から順に発言者を御指名いただきます。なお、御発言されるとき以外は、マイクはミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでといたします。

それでは、以後の議事の進行を曾根智史審議会長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○曾根（智）審議会長

まず、事務局から本日の資料の確認と利益相反についての報告をお願いいたします。

○坪井課長補佐 資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1が報告事項に係る資料、資料2が書面配付による報告事項に係る資料、資料3がその他の報告事項に係る資料となっております。お手元の資料に不足等ございましたら、事務局におっしゃっていただければと思います。

また、本日の審議会におきましては、審議事項はございませんので、利益相反の確認の対象はございません。

○曾根（智）審議会長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。本日は、報告事項1議題、文書配付による報告事項1議題、その他の報告事項1議題となっております。

最初の報告事項です。

食品衛生基準審議会規程第8条第1項により、部会の議決をもって審議会の議決とされた事項については、同条第3項の規定に基づき、その決定事項を審議会に報告することとされています。

では（1）報告事項の①「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について」に関して、事務局から報告をお願いします。

○境残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。御説明させていただきます。

まず、資料1の1ページを御覧ください。今回、「食品中の残留農薬等に係る残留基準設定について」において御説明いたしますのは、1ページでございますとおり、本年1月及び3月の農薬・動物用医薬品部会におきまして、農薬キノクラミンなど10品目及び一番最後の農薬32品目の削除等について御審議をいただき、いずれも同部会において御了承いただいたものでございます。

それでは、まず、1月部会の品目について、2ページから御説明いたします。

1品目め、キノクラミンにつきましては、農林水産省から農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る連絡を受けまして、残留基準を設定するものとして部会で審議された品目でございます。

用途は除草剤でございます。

我が国の登録状況や諸外国の状況は、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、別紙1のとおりとしてございます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが0.0021mg/kg 体重/日、ARfDが一般の集団で0.1mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性として0.016mg/kg 体重と設定されております。

続きまして、今回評価いたします基準値案に基づく推定暴露評価の結果でございます。①の長期暴露評価におきまして、四角の中に記載のとおり、いずれの年齢等区分におきましてもADIの範囲内となっております、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

また、②の短期暴露評価におきましては、国民全体、幼小児、妊婦又は妊娠している可能性のある女性、それぞれの摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響が生じるおそれはないものと考えられるとしてございます。

答申案につきましては、別紙1を踏まえて、別紙2のとおり作成しております。

続きまして、6ページ、2品目め、スピロジクロフェンでございます。農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受けまして、残留基準を設定するものとして部会で審議された品目でございます。

用途は殺虫剤でございます。

我が国の登録状況、諸外国の状況については、記載のとおりでございます。

基準値案については、別紙1のとおりです。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが記載のとおりでございまして、ARfDにつきましては、設定の必要なしと評価をされてございます。

今回設定いたします基準値案に基づく推定暴露評価につきまして、①の長期暴露評価につきましては、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となっております、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価してございます。

答申案につきましては、別紙1を踏まえ、別紙2のとおり作成しております。

続きまして、12ページ、スピロピジョンにつきまして御説明いたします。農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受けまして、残留基準を設定するというものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

我が国の登録状況や諸外国の状況につきましては、記載のとおりでございます。

基準値案については、別紙1のとおりとしております。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが0.047 mg/kg 体重/日、ARfDが一般の集団で0.3 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性が0.1 mg/kg 体重と評価をさせていただきます。

これらを踏まえまして、推定暴露評価を行いましたところ、①の長期暴露評価におきまして、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をさせていただきます。

また、②の短期暴露評価におきましても、国民全体、幼小児、妊婦又は妊娠している可能性のある女性におけるそれぞれの摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価しております。

答申案につきましては、別紙1を踏まえ、別紙2のとおりとしております。

続きまして、19ページ、4品目め、プロパモカルブでございます。農林水産省から農薬取締法に基づく再評価に係る連絡を受けまして、残留基準を設定するものとして部会で審議された品目でございます。

用途は殺菌剤でございます。

我が国の登録状況、諸外国の状況については、記載のとおりです。

基準値案につきましては、別紙1のとおりです。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが0.12mg/kg 体重/日、ARfDが0.2mg/kg 体重と評価をさせていただきます。

推定暴露評価の結果につきましては、①長期暴露評価におきまして、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となっておりまして、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をさせていただきます。

②短期暴露評価につきましても、国民全体、幼小児、それぞれにおける摂取量はARfDを超えていないということで、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をしております。

答申案につきましては、別紙1を踏まえて、別紙2のとおりとしております。

続きまして、25ページからが3月部会で審議された品目になります。

5品目め、カルバリルでございます。国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針に基づくものとして、基準値設定の要請を受けまして、残留基準を設定するというものでございます。

本品目につきましては、1月の審議会でも御報告させていただいております。今回、オレンジ、グレープフルーツの基準について、国内の状況から前回削除するという事としておりましたが、関係機関から、作物残留試験成績とともに

基準値の維持の要請がございまして、部会で再度審議されたというものでございます。

27ページの中ほどでございますけれども、オレンジやグレープフルーツの基準に変更はないということで、修正をしております。

その他、前回と概ね同様の内容となっております。

続きまして、33ページ、6品目めのカスガマイシンでございます。農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請がございまして、基準値設定の要請を受けまして、残留基準を設定するという部会で審議されたものでございます。

用途は殺菌剤、抗生物質でございます。

我が国の登録状況、諸外国の状況につきましては、記載のとおりです。

基準値案につきましては、別紙1のとおりとさせていただきます。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが0.094mg/kg 体重/日、ARfDが設定の必要なしと評価をされております。

今回設定します基準値案に基づく推定暴露評価につきましては、長期暴露評価におきまして、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となっております。食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をしております。

答申案につきましては、別紙1を踏まえて、別紙2のとおり作成してさせていただきます。

続きまして、39ページ、7品目めのテトラニリプロールでございます。農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請、また、海外機関からの国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針に基づく要請を受けまして、残留基準を設定するものとして部会で審議されたものでございます。

用途は殺虫剤でございます。我が国の登録状況及び諸外国の状況につきましては、記載のとおりでございます。

基準値案につきましては、別紙1のとおりです。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが0.88mg/kg 体重/日、ARfDが設定の必要なしと評価をされております。

これらを踏まえまして、推定暴露評価を行いましたところ、①の長期暴露評価におきまして、四角の中にございますとおり、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となっております。食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をしております。

答申案につきましては、別紙1を踏まえて、別紙2のとおりとさせていただきます。

続きまして、48ページ、8品目め、トリホリンでございます。農林水産省から

農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受けまして、基準値を設定するという事で部会で審議がなされたものでございます。

用途としては殺菌剤でございます。

我が国の登録状況、諸外国の状況については、記載のとおりとなっております。

基準値案につきましては、別紙1のとおりです。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果、ADIが0.023mg/kg 体重/日、ARfDが1.5mg/kg 体重とされております。

これらを踏まえまして、暴露評価を行いましたところ、①の長期暴露評価でございますが、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をしております。

また、短期暴露評価の結果につきましても、国民全体及び幼小児、それぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をしております。

答申案につきましては、別紙1を踏まえまして、別紙2のとおり作成をしております。

続きまして、53ページ、9品目めのプロスルホカルブでございます。農林水産省から農薬取締法に基づく農薬の再評価に係る連絡がございまして、それに伴いまして、基準値を設定するものとして部会で審議されたものでございます。

用途は除草剤でございます。

我が国の登録状況、諸外国の状況については記載のとおりでございまして、基準値案については別紙1のとおりとしております。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが0.005mg/kg 体重/日、ARfDが0.1mg/kg 体重としております。

これらを踏まえまして、推定暴露評価を行いましたところ、①の長期暴露評価の結果、四角の中の記載のとおり、いずれの年齢等区分においてもADIの範囲内となっておりまして、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価しております。

②の短期暴露評価の結果ですけれども、国民全体及び幼小児、それぞれにおける摂取量はARfDを超えておらず、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をしております。

答申案につきましては、別紙1を踏まえ、別紙2のとおりとしてございます。

続きまして、メプロニルでございます。こちらは農林水産省から畜産物への基準値設定の要請を受けまして、残留基準を設定するというものでございます。

用途としては殺菌剤でございます。

我が国の登録状況、諸外国の状況につきましては、記載のとおりとしております。

基準値案は別紙1のとおりです。

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果につきましては、ADIが0.05mg/kg 体重/日、ARfDが設定の必要なしと評価をされております。

これらを踏まえまして、推定暴露評価を行いましたところ、①の長期暴露評価におきまして、四角の中にありますとおり、いずれの年齢等区分におきましても、ADIの範囲内となっており、食品を介した摂取により健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えられると評価をしております。

答申案につきましては、別紙1を踏まえて、別紙2のとおりとしてございます。

続きまして、61ページ、農薬32品目の削除等についてでございます。

審議対象は最初の四角の中でございまして、その次の経緯のところでございます。我が国では、2006年、平成18年から食品に残留する農薬等に関しまして、ポジティブリスト制度を導入してきてございまして、現在、暫定基準などが定められて、順次これらの見直しを行っているところでございます。今回、暫定基準が設定された品目も含めまして、国内で使用されていない農薬29品目におきまして、現在の基準値を削除して、一律基準管理ということで、一律基準といえますのは、人の健康を損なうおそれのない量として0.01ppmと定められておりますが、こうした一律基準管理へと移行することを検討するほか、不検出の暫定基準が設定された農薬3品目につきまして、暫定基準から本基準へと見直しを行うことを検討するというものでございまして、3月の部会において審議されたものでございます。

具体的には、概要のところの記載がございまして、①の暫定基準等の一括削除にございまして、この農薬29品目につきましては、まず国内の農薬の登録がないということ、また、国際基準が設定されていないということが確認されてございます。海外主要国の残留基準の設定状況は、一部の食品に基準値が設定されているものの、輸入時検査においてはほとんど検出がされないという状況でございます。したがって、これらの基準値を削除することにより、現状より厳しいリスク管理措置である一律基準となりますので、リスクが高まることはないというふうに評価しております。なお、11番目でございますクロルピリホスにつきましては、ストックホルム条約の第12回締約国会議がございまして、附属書A（廃絶）への掲載が決定してございます。締約国は今年12月の条約発効までに必要な対応を進めることとされてございまして、条約発効後、国内外で使用はないことを前提としております。

また、②の不検出の暫定基準の本基準への見直し、農薬3品目につきまして

は、今後も最も厳しいリスク管理措置である不検出基準が継続されるということで、今般の見直しに伴いまして、重複して設定されていたところを不検出基準、その基準に係る試験法を削除するというので、ここは告示上の所要の整備を行うということでございまして、次の基準値案のところの②にございまして、食品に含有されるものであってはならないとする現行の食品規格を維持するというので、実態としては変更がないということで、告示上の所要の整備を行うというものでございます。

また、基準値案の①の部分ですけれども、暫定基準等の一括削除ということで、別紙1-1から1-29のとおり一括削除の案を掲載してございます。

この部会に先立ちまして、食品安全委員会における食品健康影響評価の結果ということで記載をさせていただいておりますが、人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められると評価をさせていただきます。

答申案につきましては、今御説明させていただいた内容を別紙2のとおり記載させていただいております。

長くなりましたけれども、農薬等に係る説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入る前に、部会での審議の状況について、堤部会長から御報告をお願いします。

○堤委員 部会長の堤と申します。

先ほど詳細な説明がありましたので、重複する部分がございますが、概略をお話しさせていただきます。

今回の報告事項であります各品目につきましては、1月及び3月に開催しました農薬・動物用医薬品部会におきまして審議を行ったものです。

キノクラミン等10品目におきましては、部会では報告書の記載整備に関する指摘はあったものの、大きな論点はなく、規制対象物質や、暴露評価対象物質の選定に特段の問題はなく、また、暴露評価の結果により、残留基準値案は適切であると結論されております。

また、農薬32品目の基準値削除等につきましても、特段の問題はないという結論に至っております。

私からのコメントは以上となります。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの報告について、委員の方から御意見、御質問がありましたら、お願いします。

小林先生、どうぞ。

○小林委員 小林です。

すみません、教えていただきたいと思ひまして、19ページのプロパモカルブなのですけれども、21ページに基準値現行と新しい基準値案、そのほか国際基準などの数値がありまして、例えば一番上から3つ目のてんさいは、基準値現行が0.2で、基準値の新しい案が空欄になっているということは、もう基準値を設定せず、不検出基準になるという理解でよいかというのが1つです。

もう一つの質問は、真ん中より上にレタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）というのがありまして、こちらについては、同じように基準値の設定がなくなっているのですけれども、※1というのがついていて、22ページにその※の意味が書いてあるのですが、「国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととした」と書いてあります。許容範囲を超えるから設定しないというのがよく分からなかったもので、教えていただきたいと思ひます。

2つ、以上です。

○境残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

御質問ありがとうございます。プロパモカルブでございます。こちらは農薬の再評価に伴いまして審議が行われたものでございまして、先生御指摘の21ページ目のまず上のてんさいの部分でございます。現行の基準値は0.2としておりますが、現在、この根拠となるデータがないということで、今回、基準値を削除することとなっております。

基準値削除といいましても、先ほども少し御説明させていただきましたが、健康に及ぼす影響のない量としまして、0.01ppmという一律基準管理を行います。その一律基準管理へ移行することになりますので、それよりも高い今の0.2は許容できないというような意味になるものでございます。

続きまして、レタスの御質問がございました。レタスにつきましては、登録の有無のところに○印が記載されておりますとともに、その横に§マークがございまして。こちらは現在、農薬登録が国内にございまして、農薬の国内登録がなくなるというものでございまして。農林水産省とも御相談させていただいているところでございまして、これは国内での登録がなくなることで削除をするという点と、また、国際基準が100というところもついてございます。※1というのが先生御指摘のとおりございまして、国際基準を入れるということも検討にございまして、短期暴露評価を行いまして、これを入れてしまいますと、ARfDを超えてしまうということがございまして。したがって、健康に悪影響を生じるおそれはないものと考えますと評価できないこととなりますので、ここは一律基準管理に移すことを考えてございます。

説明は以上になります。

○小林委員 ありがとうございます。

○曾根（智）審議会長 よろしいでしょうか。そのほかございますか。オンラインの先生方も、御質問があれば、お願いします。

瀧本委員、お願いします。

○瀧本委員 御説明ありがとうございました。

同じ21ページのきゅうり（ガーキンを含む。）も○と\$マークがついて、農薬登録の削除が予定ということですが、基準値案は従来どおり5なのですが、それはこれでということなんでしょうか。念のため確認です。

○境残留農薬等基準審査室長 事務局でございます。

御質問ありがとうございます。こちらのほうは国際基準が5というふうについてでございます。国際基準を踏まえまして、コーデックスの基準でございますので、こちらのほうは基準値案として取り入れる。輸入する場合がありますということも想定されますので、入れると。その上で、先ほどの短期暴露評価、長期暴露評価も含めまして暴露評価を行いまして、特段問題ない、差し支えないということで、現状どおり5を基準値案とさせていただいているところでございます。

説明は以上になります。

○瀧本委員 ありがとうございます。

○曾根（智）審議会長 そのほかございますか。

それでは、特にないようですので、報告事項については、以上とします。

続きまして、文書配付による報告事項に移ります。

食品衛生基準審議会における確認事項において、特に定められた事項については文書配付により審議会に報告を受けることとなっています。

資料を配付していますが、委員の方から、何か御意見、御質問はございますか。

簡単に言うと、試験のための試薬・試液等が終売、要するに手に入らなくなったので、それで規格を変更しましたということですね。

○三宅課長補佐 事務局でございます。

御指摘のとおり、添加物の有効性の確認に使う試験の試薬の終売に伴いまして、試験方法、試薬等を変更するものでございます。

○曾根（智）審議会長 よろしいでしょうか。

それでは、文書配付による報告事項は以上で終了とします。

それでは、その他の報告事項です。

その他の①「審議・報告対象品目の処理状況について」事務局から報告をお願いします。

○坪井課長補佐 資料3につきまして、事務局から御説明を申し上げます。

資料3は、昨年度、令和7年度に審議会で御審議いただきました農薬・動物用医薬品、食品添加物、飼料添加物、あるいは汚染物質に関する各品目につきまして、その後の処理状況を今年3月31日時点の状況として、一覧としてお示したものでございます。

一般的に各品目につきましては、審議会での御審議と並行して、あるいは御審議の後にパブリックコメントやWTO通報が実施されまして、これらを経て、食品添加物等の規格基準という規格基準告示の改正がなされることによって完了することが多いものとなっております。

この表は、3月31日時点のものということでございまして、直近までWTO通報等を実施しているもの、例えば34番目から37番目にあるようなものですね。4月17日までとなっておりますけれども、こういったものや、あるいは次の38番や40から42番目といった、まだ期限が来ていないものにつきましては、まだ告示改正まで至っていないものがございまして、告示日の欄が空欄になっているものでございます。

それから、46から51番の添加物につきましては、WTO通報が3月22日までとなっておりますけれども、4月7日に告示改正に至っているところでございます。ただ、この表につきましては、3月31日時点でございますので、空欄になっているという状況でございます。

もう少し表の見方について御説明を補足させていただきますと、WTO通報のところに期間が設定されていないもの、例えば6番目や11から13番目がございまして、こういったものにつきましては、規制を緩和する方向での改正ということで、期間を持ったWTO通報を行っていないということになります。

また、23番目につきましては、一部の既存添加物品目の削除に伴う改正でございまして、法律に基づく公示及び意見申出期間を別途設けてございますので、一般的なパブリックコメントとしての欄は空欄となっております。

既に告示改正まで完了しているものにつきましては、いずれも審議会において御審議、御報告をさせていただいて、いただいた基準案からの変更はなく、そのまま告示改正に至っているものでございます。

なお、備考欄に※1とあるものにつきましては、御審議いただいている途中で状況が変更になる等の事由により、再度御審議をいただくことになった品目となっております。

例えば、4番のプロフラニリドにつきましては、告示改正にまで至らなかったため、告示日の欄は空欄になってございますけれども、32番に同じプロフラニリドがございまして、本年1月の審議会で再度御報告させていただいた結果、今度は告示改正まで至ったということで、告示日の欄に日付が入っているところでございます。

本日御審議いただいている品目も含めまして、審議会において御審議いただいた各品目につきましては、引き続き、適切に、必要な事務手続を進めてまいります。

資料3に関する御説明は以上でございます。

○曾根（智）審議会長

今の報告について、委員の方から何か御質問や御意見があれば、お願いします。

これは順調にいとって見ていると見ていいのでしょうか。

○坪井課長補佐 そのような御認識で間違っていないかと思えます。

○曾根（智）審議会長 ありがとうございます。

オンラインの先生方、何かございますか。よろしいですか。

それでは、その他の議題も終了します。

全体を通じて、委員の先生方、何か御意見があれば、お願いします。オンラインの先生方もよろしいですか。

それでは、特にないようですので、以上で本日の議事は全て終了しました。

最後に、事務局から何か連絡事項があれば、お願いします。

○坪井課長補佐 事務局でございます。

御審議、誠にありがとうございました。

次回の日程は、決定次第、追って御連絡をさせていただきます。

○曾根（智）審議会長

これをもちまして、閉会とします。オンラインの先生方は適宜御退出ください。